

## 九州工業大学オープンアクセスポリシーの解説・補足

令和 7 年 3 月 4 日  
附属図書館長裁定

本解説・補足資料は、「九州工業大学オープンアクセスポリシー」（令和6年2月7日教育研究評議会承認）内の表現、用語の示す意味等について解説及び補足するものである。

### （趣旨）

1. 九州工業大学（以下「本学」という。）は、創造的な研究活動によって真理を探究し、世界屈指の知的成果を産み出し、その学術研究成果によって世界に貢献するために、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

- (1) 本ポリシーは、本学の教職員による自発的な研究成果発信を促すための大学組織全体による意思表示である。
- (2) オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、誰でも無料で利用できる状態にあることを指す。
- (3) オープンアクセスによって、研究成果の共有と再利用が進むことで、さらに学際的な研究やイノベーションの創出を促進し、その成果を社会に還元するという波及効果が期待される。論文をオープンアクセスにすると、著者にとっても以下のようなメリットがある。
  - ・ 世界中の人に研究成果を読んでもらう機会を得られる
  - ・ 研究成果が引用される可能性が高まる
  - ・ 研究成果を社会に還元することができる
  - ・ 異なる分野の研究成果に触れる機会が増え、研究の幅が広がる
- (4) オープンアクセスは、グリーン・オープンアクセスとゴールド・オープンアクセスに大別することができる。
  - ・ グリーン・オープンアクセス  
機関リポジトリで出版社版又は著者最終稿が無料公開される
  - ・ ゴールド・オープンアクセス  
出版社ウェブサイトでオープンアクセス出版される
- (5) 本ポリシーは、九州工業大学の機関リポジトリである「九州工業大学学術機関リポジトリ Kyutacar」（以下「本学リポジトリ」という。）に研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスの実現を目指すものである。

### （公開の責務）

2. 本学は、在職する教職員が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を広く無償で公開する。

- (1) 本ポリシーの対象とする「在職する教職員」は、「国立大学法人九州工業大学教育職員規程」第2条に定める教授、准教授、講師及び助教（以下「教育職員」という。）とする。なお、これ以外の者であっても、自発的な公開を推奨する。
- (2) 本学に在籍する教育職員が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時に発表し、本学リポジトリに登録した研究成果は、引き続き保存・公開される。
- (3) 本ポリシーの「研究成果」とは、出版社・学協会・学内部局等が発行する出版物に掲載された、学術雑誌論文、会議発表論文及び紀要論文のことである。査読の有無は問わない。これ以外の研究成果であっても「九州工業大学学術機関リポジトリ運用要項」で定められている範囲内で、自発的な公開を推奨する。

(適用範囲)

3. 本ポリシーは、本ポリシー施行後に出版又は公表された研究成果に適用する。

- (1) 本ポリシーでは、すでに公表された研究成果のみを対象としており、特許取得中等の理由により未公表となっている場合は該当しない。
- (2) 本ポリシーは、施行された日（令和6年2月7日）以降に出版された研究成果に適用される。なお、本ポリシー施行以前の研究成果についても、自発的な公開を推奨する。

(公開方法)

4. 研究成果の公開は、以下のいずれかの方法によって公開する。著作権は、本学には移転しない。

- (1) 九州工業大学学術機関リポジトリに登録する。
- (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

- (1) 本ポリシーは、本学が責任を持って研究成果を蓄積し、かつ、恒久的なアクセスを保証するため、本学リポジトリによって公開することを原則とする。しかし、著者が希望する場合には、オープンアクセス誌への投稿による公開や、当該研究成果の作成者（本人以外の共著者等）が所属する機関のリポジトリでの公開等を選択することも認めている。
- (2) 研究成果を本学リポジトリに登録することによって著作権の所在が変わることはない。登録前の著作権者が著作権を保持する。

(適用除外)

5. 著作権等の理由で著者から公開に支障があるとの申し出があった場合は、当該研究成果に対して本ポリシーの適用を免除し、又は公開を猶予する。

- (1) 想定される適用免除及び公開猶予の例は、以下のとおりである。
  - ・ 共著者の合意が得られない。
  - ・ 出版社により著者最終稿を含むあらゆる版の公開について許諾が得られない場合。ただし、公開禁止期間が設定されている場合は、公開禁止期間後にリポジトリで公開する。
  - ・ 研究成果に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 本ポリシーおよび解説・補足については、必要に応じて学内関連部署や出版社等と調整の上、適宜改定する。
- (2) その他、関連する情報は以下のとおりである。
  - ・ 九州工業大学学術機関リポジトリ運用要項  
<https://bap.jimu.kyutech.ac.jp/items/10576>
  - ・ 九州工業大学附属図書館ウェブサイト  
(教員向け利用案内>研究成果の公開について)  
<https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/node/1761#openaccess>